

2007 年 5 月 1 日

大阪精神科病院協会 会長 河崎建人 殿

申入書

N P O 大阪精神医療人権センター

代 表 里 見 和 夫

〒530 -0047

大阪市北区西天満5丁目9番5号 谷山ビル9階

TEL 06 -6313 -0056 FAX 06 -6313 -0058

貴協会が大阪府下の精神障害者の治療および退院促進等に大きな役割を果たしておられることに敬意を表します。

また当人権センターが大阪府より委託を受け精神医療オンブズマンとして貴協会会員病院を訪問させていただき活動につきましては、いつも多大のご理解とご協力をいただき心より感謝申し上げます。

わたしたちは、入院している精神障害者の人権を守り、長期入院者の社会復帰を実現するため、府には退院促進事業を一層推進することを求め、貴協会の会員病院にはこの事業に積極的に参加していただくことを要請してまいりました。

以上の立場から、わたしたちは、昨年来厚生労働省が検討を進めてきた病院敷地内「退院支援施設」の実施には強く反対してきました。この施策は、精神科病棟を単に「退院支援施設」と呼び替えるだけであって、長期入院者の退院を促進することにはつながらないばかりか、不要のステップを設けて地域への復帰を遅らせ、その結果精神障害者を収容し続ける終末施設にさえなりかねないことを危惧するからです。

しかし、厚生労働省は、当事者をはじめとする精神保健福祉関係諸団体からの疑問や批判には耳を貸すことなく、本年4月からの実施を強行することを決定しました。

わたしたちは、この施策を中止・凍結することを求めています。

そして、退院促進事業を一層推進するために、グループホームなどの社会資源を整備し、ピアサポートをはじめとする退院支援活動を充実させることを求めています。

貴協会におかれましては、会員病院に対し、精神科医療の充実と地域生活支援にはつながらない「退院支援施設」を設置するのではなく、これまで以上に下記の事項の積極的实施を御指導下さるよう申し入れます。

- ・ 精神科ソーシャルワーカー（以下「PSW」）を病棟毎に複数名置き、退院促進に関する業務の充実を図っていただくこと。

会員病院の中には、各病棟に担当 PSW をおき、PSW が社会的入院の解消に向けたかかわりを行なっている旨のお知らせを病棟内に掲示したり、入院時のしおりに記載するなど普段から患者さんが PSW に相談しやすい環境を整える努力をしている病院も見受けられます。このような取り組みを会員病院全体に広げてください。

- ・ 地域の社会資源の情報、退院促進事業の情報を入院中の患者さんに伝える工夫をしていただくこと。

会員病院の中には、地域の施設や病棟を会場として、施設利用者やスタッフとの交流会や、病棟に退院した患者を招いた座談会などを実施したり、社会資源の情報を病棟に置く（書籍・チラシ・リーフレット）、普段から PSW が病棟に滞在してこのような情報を伝え続けるなどの努力をしている病院も見受けられます。このような取り組みを会員病院全体に広げてください。

- ・ 看護師に対して、障害を持ちながら地域で暮らすことをサポートしている社会資源の活動の現状についての研修を行っていただくこと。
- ・ 患者さんの退院を阻む要因があり、もしそれが制度や行政の問題であれば、協会として積極的に行政に提言をしていただくこと。
- ・ 今年度から策定されている市町村障害福祉計画に盛り込まれている退院促進計画の数値目標の達成のために市町村と積極的に連携していただくこと。

以上